

調査票

産業廃棄物排出事業者アンケート調査【広島県】

【記入日：令和 年 月 日】

事業所の概要	事業所名	
	代表者名	
	所在地	〒
	電話番号	
	フリガナ	
	記入者 (所属、氏名)	
主な業種（該当する項目にチェックしてください。） ☐ 1. 農業、林業 ☐ 2. 漁業 ☐ 3. 鉱業、採石業、砂利採取業 ☐ 4. 建設業 ☐ 5. 製造業 ☐ 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 7. 情報通信業 ☐ 8. 運輸業、郵便業 ☐ 9. 卸売業・小売業 ☐ 10. 学術研究、専門・技術サービス業 ☐ 11. 生活関連サービス業、娯楽業 ☐ 12. 教育、学習支援業 ☐ 13. 医療・福祉 ☐ 14. サービス業		
昨年度（令和7年度）の産業廃棄物年間排出量（該当する項目にチェックしてください。） ☐ 1. 500t 未満 ☐ 2. 500t 以上 1,000t 未満 ☐ 3. 1,000t 以上 ☐ 4. なし		
事業開始年度（該当する項目にチェックしてください。） ☐ 1. H14 年度以前 ☐ 2. H15～19 年度 ☐ 3. H20～24 年度 ☐ 4. H25～30 年度 ☐ 5. H31（R1）～R5 年度 ☐ 6. R6 年度以降		
従業員数※		人

※雇用契約に基づき業務に従事している者

— 次ページからの質問にお答えください。 —

設問Ⅰ 産業廃棄物埋立税について

問1-1 広島県では、産業廃棄物の埋立抑制を図るため、平成15年度から排出事業者を納税義務者とし、県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税する産業廃棄物埋立税（以下「産廃税」という。）を導入しています。この産廃税が課税されていること、また、課税制度の目的をご存知でしたか。当てはまるものに一つだけ○をつけてください。
〔産廃税制度の概要については、添付の資料をご参照ください。〕

【回答欄】

- | | |
|--|----------|
| 1. 知っていた | } →問1-2へ |
| 2. 産廃税が課せられているのは知っているが、
目的など詳細は知らなかった | |
| 3. 知らなかった→問2-1へ | |

問1-2 前記1-1で「1」または「2」に○をつけた方にお聞きします。産廃税をどのような方法で知りましたか。当てはまるもの全てに○をつけてください。（複数回答）

【回答欄】

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 社内で広く認識されている |) |
| 2. 委託している産業廃棄物処理業者から聞いた | |
| 3. 業界団体など、同業者からの情報により知った | |
| 4. ホームページやチラシなど、行政の広報により知った | |
| 5. その他（ | |

設問Ⅱ 産業廃棄物関連施策について

問2-1 産業廃棄物の排出抑制またはリサイクル、適正処分を推進するため、県はどのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。次のうち、重要だと思うものを3つまで選んで○をつけてください。

【回答欄】

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1. リサイクル技術の研究開発への補助制度の充実 | |
| 2. リサイクル施設整備への補助制度の充実 | |
| 3. 県や市など公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進 | |
| 4. 民間による適正処理体制の整備促進 | |
| 5. 優良な産業廃棄物処理業者の支援と育成 | |
| 6. 排出事業者責任の徹底を図るための監視・指導体制の強化 | |
| 7. 不法投棄等の犯罪に対する迅速な対応と厳しい取締り | |
| 8. 適正処理について県民の知識と理解を深めるための啓発活動 | |
| 9. その他（自由記入） | |

問2-2 広島県では、産業廃棄物埋立抑制に関する助成制度を設け、企業が行う産業廃棄物の埋立抑制、リサイクルへの施設整備・研究開発の取り組みを支援しています。こういった助成制度に関心がありますか。当てはまるものに1つだけ○をつけてください。

(参考)

広島県 リサイクル補助金

検索

【回答欄】

1. 施設整備に関心がある
2. 研究開発に関心がある
3. 施設整備と研究開発いずれにも関心がある
4. 関心はない



設問Ⅲ 環境に配慮した経営について

問3 環境に配慮した企業行動として関心の高い項目について、当てはまるもの全てに○をつけてください。(複数回答)

【回答欄】

1. 環境マネジメントシステム認証（ISO14001、エコアクション 21 等）の取得・更新
2. 温室効果ガス排出量の削減
3. 省エネの推進
4. 取引先の環境配慮の取組状況
5. その他（自由記入）→
6. 環境配慮に関心はない

設問Ⅳ 排出抑制、減量化、リサイクル等の促進について

問4-1 現在、貴事業所では、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに取り組んでいますか。当てはまるものに1つだけ○をつけてください。

【回答欄】

1. 排出抑制、減量化、リサイクルの取組を行っている→問4-3（次ページ）へ
2. 何も行っていない→問4-2へ

問4-2 前記4-1で「2」に○をつけた方にお聞きします。それはどのような理由ですか。当てはまるもの全てに○をつけてください。(複数回答)

【回答欄】

1. 有害物質を含有しているため、リサイクルが困難である
2. 発生量が少ないため、リサイクル業者が引き取らない
3. 分別が難しいので、処分（焼却、埋立）するしかない
4. 循環的利用は可能だが、設備改造等に資金がかかる
5. 処分コストに比べ、リサイクルコストが高い
6. 循環的利用に関する情報（リサイクルルート、技術開発等）がない
7. 循環的利用に取り組む人材（余裕）がない
8. 適当なリサイクル業者が見つからない
9. その他（自由記入）

→設問Ⅴ（5ページ）にお進みください。

このページは前記 4-1 で、「1」に○をつけた方にお聞きします。

問 4-3 貴事業所で排出抑制、減量化、リサイクルの取組を始めたのはいつ頃からですか。
当てはまるものに 1 つだけ○をつけてください。

【回答欄】

1. 平成 14 年度以前
2. 平成 15 年度～平成 19 年度
3. 平成 20 年度～平成 24 年度
4. 平成 25 年度～平成 30 年度
5. 平成 31（令和元）年度～令和 4 年度
6. 令和 5 年度以降

問 4-4 排出抑制、減量化、リサイクルの取組を開始し、または強化した動機になったものは何ですか。当てはまるもの全てに○をつけてください。（複数回答）

【回答欄】

1. 産廃税の導入
2. 産業廃棄物の埋立処分費用の値上がり
3. 産業廃棄物処理費用の削減
4. 企業または製品イメージの向上
5. 各種リサイクル法の施行や既存の法規制の強化への対応
6. 業界の行動計画など自主的取組の開始
7. 新たな技術開発
8. 社内での環境意識の高まり
9. 委託先の産業廃棄物処理業者からの働きかけ
10. その他（自由記入）

問 4-5 排出抑制、減量化、リサイクルはどのような取組ですか。当てはまるもの全てに○をつけてください。（複数回答）

【回答欄】

＜排出抑制、減量化に関すること＞

1. 製造工程の変更や原材料等の見直しによる排出抑制
2. 現場での廃棄物発生が少ない設計・工法の採用
3. 包装材・梱包材の使用量の削減（廃止）
4. 脱水機、減容機等の施設導入
5. その他（自由記入）

＜リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）に関すること＞

6. リユース、リサイクルを考慮した廃棄物等の分別
7. リサイクルのしやすさを考慮した製品等の設計・製造
8. 自社製品向けの原料・副原料として回収
9. 他社製品向けの原料・副原料としてリサイクル（売却）
10. その他（自由記入）

→設問Ⅴ（5 ページ）にお進みください。

設問Ⅴ 産廃税の制度について

問5-1 広島県の産廃税制度は、課税期間が令和9年度末（令和10年3月31日）までとなっています。この点について、貴事業所ではどうお考えですか。当てはまるものに一つだけ○をつけてください。

【回答欄】

1. 埋立処分の抑制等に一定の効果があり、現行の内容を存続すべきである
2. 検討を要する点があり、見直し等を行ったうえで存続すべきである

（具体的に_____）

3. 存続はやむを得ない
4. 埋立処分の抑制等に効果がないので、廃止すべきである
5. 分からない
6. その他（自由記入）

問5-2 産廃税の税額は、1,000円/トンです。この点について、貴事業所ではどうお考えですか。当てはまるものに一つだけ○をつけてください。

【回答欄】

1. 現状のままで良い
2. 上げるべき（ 円/トンくらいにすべき）
3. 下げるべき（ 円/トンくらいにすべき）
4. その他（自由記入）

問5-3 産廃税の使途は、条例により「産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他の産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるものとする」とされています。このことについて、貴事業所ではどうお考えですか。当てはまるものに一つだけ○をつけてください。

【回答欄】

1. 現状のままでよい
2. 産業廃棄物の適正処理に係る立入調査など、産廃税が導入される前から行っていた事業も含め、廃棄物対策全般に活用すべきである
3. 新たにこんな事業に使ってほしい（自由記入）

4. 分からない
5. その他（自由記入）

→裏面（6ページ）にお進みください。

問5-4 産廃税が導入されたことにより、貴事業所においては、経営上の観点、社員の意識改革（減量化・リサイクル等）の観点から、何らかの効果がありましたか。当てはまるものに一つだけ○をつけてください。

【回答欄】

1. 埋立処分等の抑制により、処理コスト削減につながった
2. 処理コスト削減までには至っていないが、社員の環境意識の向上につながった
3. 経営面では負担増となったが、社員の環境意識の向上につながった
4. ほとんど効果はなかった
5. 分からない
6. その他（自由記入）

--

ご協力いただきありがとうございました。

同封の返信用封筒によりご回答ください。

（ tachibana.naoki@mico-corp.jp まで PDF で送って頂いても結構です。）